

平成24年度 第2回福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時：平成24年10月25日（木） 午前10時から11時50分まで

■ 場 所：府中市役所 北庁舎 第4会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

<委 員> 13名

阿部征二、石塚幸夫、大木榮詮、桑田智、小嶋澄子、下條輝雄、高橋登、豊田朗子、
那須雅美、野沢邦江、野本矩通、吉田ヒサ子、和田光一

<事務局>

福祉保健部長（芦川）、福祉保健部次長兼高齢者支援課長（川田）、高齢者支援課施
設担当主査（高野）、障害者福祉課長補佐（相馬）、地域福祉推進課長（持田）、地域
福祉推進課長補佐（宮崎）、地域福祉推進課（小島、渡部）

■ 傍聴者：なし

■ 議 事 1 開 会

2 議 題

(1) 会議録の確認について

(2) 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について

3 その他

■ 資 料 資料1 第1回福祉のまちづくり推進審議会会議録

資料2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画（平成23年度実績）

■ 議事概要

事務局：皆さまおはようございます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありが
うございます。ただ今から平成24年度第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会を
開会いたします。

本日の会議は委員15名中13名の出席をいただいておりますので、府中市福祉のま
ちづくり条例施行規則第18条に規定する定足数を満たしております。なお、鷹野委
員、武藤委員につきましては、都合により欠席とのご連絡をいただいております。以
上により、有効に成立していることを申し添えます。

それでは、お手元の次第に従いまして、進めさせていただきたいと思います。

議題に入る前に、事前に郵送いたしました資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

なお、本日は傍聴希望の方がいらっしゃいませんのでご報告いたします。

続きまして、2の議題以降につきましては、会長に議事を進めていただきたいと思
いますので、よろしくお願いいたします。

会 長：お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、議事に入りたく
思います。まず議題の(1)「会議録の確認について」事務局より説明をお願いします。

事務局：お手元の資料1、第2回福祉のまちづくり推進審議会会議録をご覧ください。

先日委員の皆様へ郵送で送付させていただきました会議録について、発言者名を伏せ

るなどの修正をしたものです。これでもよろしければ、市政情報公開室、図書館、市ホームページで公開したいと存じます。

会 長：内容についてはよろしいでしょうか。

(はいとの声)

それでは、承認とさせていただきます。

次に議題の(2)「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について」、前回の会議では目標3まで終わりましたので、今回は目標4、目標5を確認して、最後に総合的な論議をさせていただきたいと思います。なお、前回7月に開催していますので、目標3までの確認をしてから、その後、具体的な内容に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局：それでは、議題2の(2)、「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について」、でございますが、会長からお話がありました通り、報告の前に、本審議会で審議いただいております内容、及び前回の審議会にて審議いただきました内容について確認をさせていただきます。

まず、本審議会で審議いただく内容でございますが、本審議会では、「府中市福祉計画」、及び同計画に含まれる「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」について、計画の理念や目標、施策及び取組内容などの観点から、委員の皆様へ審議いただき、ご意見をいただくものとなっております。

計画の詳細につきましては、計画本文に記載しているとおりでございますが、計画理念として「安心していきいきと暮らせるまちづくりーみんなでつくる、みんなの福祉ー」を掲げ、この理念を支えるものとして、①利用者本位の福祉サービスの実現、②生涯にわたって「自立」を支える福祉の実現、③地域で支える福祉の実現、④市民参加と協働による幅広い福祉の実現、という4つの考え方を採用しております。さらに、これらの考え方の下、それぞれの計画について目標、方針、施策を定めております。また、「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」では、①相談体制の充実及び福祉サービスの質の向上、②地域におけるネットワークの構築支援、③福祉を支える人材の育成及び確保、④公共施設等におけるバリアフリー化、及びユニバーサルデザインに関する取組みの強化、などについて、具体的な取組み内容を定めております。

次に、前回の審議会の内容でございますが、前回配布いたしました資料「事業実施計画(地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画(平成23年度実績))」に基づき、同計画にて設定しました5つの目標について、目標ごとに、平成23年度におけるおもな関連施策の進捗状況を報告しております。

まず、資料1ページから6ページ、番号では1から17、福祉計画本文47ページから50ページ、でございますが、こちらでは目標1「利用者本位の仕組みづくりのために」に関連する施策の状況を記載しております。具体的な事業につきましては、障害者等関係者へのアンケート調査、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの増設、権利擁護・成年後見制度推進事業の実施、福祉サービス第三者評価制度の受審促進、などについて報告いたしました。

次に資料7ページから14ページ、番号では18から34、福祉計画本文51ページ

から53ページ、でございますが、こちらでは目標2「安心して暮らせるまちづくりをめざして」に関連する施策の状況を記載しております。おもな実施事業としては、高齢者や障害者などへの制度外の福祉サービスの実施、地域での見守り活動、特に夏に自治会等のご協力を得て行いました「熱中症モデル事業」の実施、介護予防等の健康づくり事業の実施、などについて報告いたしました。

次に資料15ページから20ページ、番号では35から51、福祉計画本文54ページから57ページ、でございますが、こちらでは目標3「いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために」に関連する施策の状況を記載しております。おもな取り組み内容として、地域における支援ネットワークの構築、社会福祉協議会等を中心とした地域関係者との協力体制の充実、災害時要援護者の支援体制の整備、災害時要援護者名簿を活用した防災訓練の実施、避難所での車いす対応型トイレ等の整備、などについて報告いたしました。

最後に、各施策の進捗状況報告の後、委員の皆様からご意見・ご質問をいただいております。おもなご意見・ご質問としましては、アンケート等で収集・集約した情報の活用に関する事、情報提供に関する提供手段に関する事、関係機関との情報共有に関する事、成年後見制度の利用推進に関する事、などがございました。

詳細につきましては、資料の議事録をご参照いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、本審議会で審議いただく内容、及び前回の審議会にて審議いただきました内容についての説明でございます。

続きまして、議題の「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」の進捗について、後半部分の説明を行います。今回は「目標3 いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために」まで説明いたしましたので、「目標4」から始めさせていただきます。それでは、「目標4 みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざして」に関する事業について報告いたします。

まず、方針(1)の「互いに理解し助け合う福祉意識の醸成(心のバリアフリー)」については、詳細は資料20・21ページ、番号52から55に記載しておりますが、福祉意識の醸成を推進する事業として、社会福祉協議会を中心に、イベントや小中学生などへの福祉教育活動において、前年度に引き続き、23年度もノーマライゼーションの理念などの普及啓発活動を実施しております。

次に方針(2)の「地域福祉活動の促進」ですが、こちらも前年度に引き続き、23年度も各種関連事業を実施しております。詳細は資料22・23ページ、番号56から60をご参照ください。

また方針(3)の「社会参加の促進」につきましては、資料23・24ページ、番号61・62に記載しておりますが、定年退職し地域に戻りつつある、いわゆる団塊の世代の生きがい活動支援と人材確保を目的として、引き続き、ボランティア登録制度「夢バンク」事業の推進を図る、などの事業を実施しました。他にも、障害者の就労支援についての取り組みを行っており、こちらは資料24・25ページ、番号64に記載しておりますが、社会参加と自立への支援について取り組みを推進しております。

次に方針(4)の「多様な人材の育成・確保」についてですが、詳細は資料25・26ペー

ジ、番号66・67・69に記載しておりますが、社会福祉協議会に委託して「福祉保健人材育成センター」を運営し、介護を中心とする専門的な福祉従事者の養成に努めたほか、同じく社会福祉協議会の運営する「ボランティアセンター」を中心に、ボランティア人材の経験・知識の活用を図りました。以上が「目標4 みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざして」に関する23年度の実施状況でございます。

会 長：どうもありがとうございました。

それでは、目標4の「みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざして」について、20ページから確認したいと思います。質問等ありますでしょうか。

それでは、私から質問させていただきたいのですが、ソーシャルインクルージョンとかノーマライゼーションの考え方を、福祉教育ということで、しっかりやっつけていこうという方針があるかと思いますが、連絡会2回延べ50名というのは、小学校中学校全部あわせての数字でしょうか。

事務局：小学校中学校あわせての数です。

会 長：これは年1回、あるいは年2回というやり方でしょうか。

事務局：社会福祉協議会でそのように実施していると聞いております。

委 員：福祉教育の話ですが、ボランティアの体験教室は今年度も市内76団体の関係施設、保育所をはじめ、障害、高齢施設の方々のご協力を得て、夏場に実施をさせていただきました。毎年参加希望者が多く、今年度は400名を超える体験希望者がおりました。その中で、圧倒的に多いのが市内の中学生、高校生です。成人の方はわずかです。あとは小学校中学校の授業の中で、車いす体験や視覚障害の体験、出張ボランティア教室を行っています。昨日も東京外国語大学の学生さんを対象に、教員免許取得の関係もありまして、教育現場に入る前に福祉体験を行った方がいいだろうということで、ボランティアさんも入って活動してまいりました。

事務局：ありがとうございます。そのほか何かご質問はございますでしょうか。なければ、次の部分でいかがでしょう。

委 員：21ページ上段の実績のところ、ボランティア体験が2回4名となっております。

会 長：「一日・秋のボランティア体験」についてですね。

事務局：これは、福祉まつりの運営ボランティアとして参加していただいた生徒、中学生の数字です。イベントでの参加者数ということです。

会 長：よろしいですか。その他何かございますか。

それでは、③福祉まつり・健康まつりの充実ですが、先日実施されましたよね。

事務局：はい。この中でご参加いただいた皆さんもいらっしゃるかと思いますが、今年度は10月20日・21日、場所は府中公園で、市と社会福祉協議会の共催で実施させていただきました。晴天に恵まれ、例年並みの参加者でした。集計につきましては、まだ正式に出ていないので、いずれ報告させていただきたいと考えております。

会 長：概略だけでもわかりませんか。

委 員：20日が約一万人、21日が約一万二千人となっております。

会 長：あわせて二万二千人ということですね。何か気がついた点などはありますか。

委 員：24年度は参加団体数が約120でした。毎年少しずつ数が増えています。

会 長：ありがとうございました。それでは（２）地域福祉活動の促進についてですが、このあたりの確認事項はありますか。

それでは（３）の社会参加の促進ということで、①団塊の世代の地域参加の促進ですが、多摩地区のどこの市でも実施していると思いますけれども、だいたい伸び悩んでいるというのが現状です。府中市の場合は少しずつですが人数が伸びているようです。地域の中で、今までの特技を生かしていただいているわけですが、これは社会福祉協議会が中心になって運営を行っているということですね。登録者は多いですが、なかなか参加できない現状もあると思いますが、そのあたりどうでしょうか。

委 員：登録者数は１，０７６名ですが、この中で団塊世代の方、６０歳から６９歳の方は、３４８名おります。出張ボランティア教室をはじめ、いろいろ活動していただいています。職員だけでは対応できない部分もありますので、車いす体験を直接小学校の子どもたちに教えていただくとか、今年度は文化センターをお借りして、一人暮らし高齢者の会食会に食事を作って提供していただいています。あとは、障害のある方、お一人暮らしの方に対して、１週間に１回ですが食事を作って配達するとか、様々な活動があるわけです。得意の分野に対して、かなり積極的に活動していただいています。あとは施設にも、定期的にボランティアセンターを通して行っている方もかなりいらっしゃいますので、実績としては毎年少しずつですが伸びています。

会 長：ありがとうございました。その他ご質問はございますでしょうか。商店街との連携による福祉のまちづくり、それから就業機会の拡大、相談窓口の連携強化ということですが、それでは（４）多様な人材の育成確保ということで、３項目ございます。何かご質問等ございますか。

それから、地域コーディネーターの育成・配置について、これはずっと実績がないですけれども、どういう考え方で、どのような方を育成・配置する予定でしょうか。

事 務 局：こちらは、計画策定中の平成２０年度に、国の報告書がございまして、その中で初めて出てきた概念でございます。地域の中で福祉サービス提供を円滑に結び付けていこうということで、新たに設置しようということになりました。福祉に精通する方ということで、相談窓口配置することを想定しているものです。実績としては具体的な形になっていませんので、実績なしとさせていただいておりますが、２３年度の状況は、多摩地区では立川市で配置されておりますので、お話を伺って、先行市での調査をさせていただきました。府中市の場合ですと、民生委員さんや地域包括支援センターにかなりご努力いただいておりますので、相談の受け口ということでは充実した動きをしておりますので、役割分担をどのようにするか、府中市なりの形で検討しているところでございます。ただ、どうしても人員の確保に一定の予算が必要ということになりますので、そのあたりも含めて検討中でございます。

会 長：ありがとうございます。流れから言うと、子どもの関係と生活関係全般は児童・民生委員が対応しているということですね、高齢者については地域包括支援センターが中心になっていると。障害関係ですと相談員の方がいらっしゃるという形で、分担は決まっているわけですが、それを総括して相談に応じられるシステムを作ろうというのが、そもそもの平成２０年度の国の考え方ということですね。なかなかうまく機

能していないということで、ぜひこれは研究していただいて、ここにせっかく載っているわけですので、考えていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、目標5について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局：それでは、「目標5 福祉のまちづくりをめざして(物理的なバリアフリー)」に関する事業について報告いたします。

まず方針(1)の「移動ルートの確保」ですが、こちらにつきましては、資料27ページ、番号70に実績を記載しております。前年度に引き続き23年度につきましても、市の管理する道路の段差解消などのバリアフリー化整備工事を実施しました。整備延長は2路線、合計352mとなっております。

次に、方針(2)施設の整備状況ですが、こちらにつきましては、資料27から31ページ、番号72から84に実績を記載しております。前年度に引き続き23年度についてもバリアフリー設備の設置を進めており、具体的には、公共施設に関しては、民間施設も含めた、いわゆる「だれでもトイレ」の整備17か所、増改修の際の段差解消や空間確保などのバリアフリー化への助成2か所、公共駐車場のバリアフリー化3か所、公共施設の新築・増改築に伴うバリアフリー整備7か所について実施しております。また学校のバリアフリー化については、学校体育館のエレベーター設置1か所を実施しました。

市内の公園については、市内公園に設置されている既存のベンチ120基について、座面の板の張り替えなどの更新作業を実施するとともに、郷土の森公園、交通遊園、新田川緑道、二ヶ村緑道の段差解消を実施しました。さらに、住宅など民間建築物に関しては、高齢者に対する住宅改修助成を110件、重度障害者に対する住宅設備改善事業の助成を15件実施しました。

なお、市内での建築工事に際しては、バリアフリーの観点から、施工事業者等との事前協議及び検査を実施しており、平成21年度は事前協議117件、検査47件、平成22年度は事前協議135件、検査53件に対して、平成23年度は事前協議110件、検査50件、と推移しております。

次に方針(3)の「交通」に関する整備状況ですが、こちらについても継続して各交通事業者との連携強化に向けて協議を実施しており、詳細は資料31・32ページ、番号85・86に記載しております。

交通バリアフリーについては、京王線・南武線の分倍河原駅南側の跨線橋にエレベーターを新たに設置しております。また、府中市コミュニティバス「ちゅうバス」につきましては、詳細は資料32ページ、番号88に記載しておりますが、新たに①南町・四谷循環のよつや苑西ルート及び四谷6丁目ルート、②押立・朝日町循環の押立町ルート及び朝日町ルート、の2つについて延伸が行われました。

なお、交通に係る整備に関しましては、「府中市交通バリアフリー特定事業計画」のうちの「公共交通特定事業計画」において、毎年度の実施状況の概要報告をホームページ等で公表しておりますので、参考までに申し添えます。

次に方針(4)の「サイン・案内・誘導」についてですが、詳細は資料33・34ページ、番号90から92に記載しておりますが、前年度に引き続き、ユニバーサルデザイン

に関する広報周知活動、サインや音声案内の整備についての関係者との協議などを進めました。

以上が「目標5 福祉のまちづくりをめざして(物理的なバリアフリー)」に関する23年度の実施状況でございます。引き続きご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございました。目標5、福祉のまちづくりをめざしてということでございます。物理的なものを中心としております。ご質問はございますか。

委員：移動ルートの整備促進について、ルートということになると、道路を拡幅するとか、工事するということになるとは思いますが、どのような改良・工事をしたのか、内容について、ここをバリアフリー化したという点をお伺いいたします。

事務局：バリアフリー化の内容でございますが、歩道と車道の段差解消が主なものです。古い道路ですとかなり段差がございますので、これを2cm以内に修正をすること、また、カラーバリアフリーという概念がございますが、そうした基準に準拠させる工事等を実施しております。

会長：確認しますけれども、府中市では段差を2cm以下と規定していますか。例えば世田谷区では段差0cmとして、その代わりグレーチング等を使っていますが。

事務局：2cm以下です。

委員：私が申しあげましたのは、バリアフリー化工事とうたいながら、実際は道路の延長工事、道路を新しく作ったということになるのだらうと思います。最近感じておりますのは、段差解消は良いことだと思いますが、今会長がおっしゃったように、2cmは高いですよ。特に最近自転車利用者が多くなっているということで、バリアフリーの2cmが意外と転倒の原因になる。以前よりは低くなっていますが。設計側からすると、道路と車道との区別がないと、今度は目の不自由な方にとって支障があるということなのでしょう。道路と車道の区別はいろいろな知恵が出てくるのだらうと思います。実際としては、従来の設計構造と変わらないようなので、もう少しソフト面で気配りのあるものがほしいなと思います。

それから、車いすの方や年配の方とお付き合いすることがありますが、道路を歩いていると、ひと休みする場所がないです。座るところがない。そうすると、縁石に座って、今度は立ち上がるのに大変だということになります。公園にベンチを設置しましたといいながら、実際そこに行かなければ座ることが出来ない。新しい大きいベンチでなく、短い距離でちょっと一息入れるベンチが必要なのではないかと考えております。ソフト面で使い勝手のいい道路、公園をお考えになったらいかがでしょうか。

委員：今委員からお話がありました、歩道と車道の段差2cmというのは、私ども視覚障害者の団体から、どうしても2cm付けてほしいと要望して、現在最低2cmということが打ち出されているわけです。やはり歩道と車道の区別がわかりませんと、見えない人が歩いていると、いつの間にか車道の真ん中を歩いていたりして、そういう事例が過去何回もありまして、最低2cmの段差があれば杖でさわりながらわかるから、ということ。自転車で転倒の事例が出ているということは、今初めて伺いましたけれども、この2cmの段差をつけることに対して、反対というか、フラットにしてほしいという要望を強く出されているのは、車いす利用の方からの意見ですよ。2cmの段差

を超えていくのは車いすの方には大変なことで、特に筋力の弱い方がなかなか大変なので、段差はなくしてほしいと。われわれは最低でも2cm、せめて2cm でいいから付けてほしいと、その綱引きが何年も前から続いていたわけです。どうしたらいいものか、改めて考えているところです。

委員：今のご意見につきましては、以前からお伺いしておりました。歩道と車道との区別が分かればいいということですから、2cm 段差をつけるというのは、視覚障害者の方が区別出来る、杖で確認できるからということだろうと思います。それは重々承知の上で、その区分に、特別な凹凸のついたものとか、そういうものでは解決できないものでしょうか。

委員：それは、凹凸のついた状態がずっと続いていけば、識別は可能だろうと思います。それがなかなか実際には設置されているところが少ないので、経済的な面からも段差を2cm 付けていただければ足りるということから、私たちは主張をしているところです。ですから、凹凸の付いた警告ブロックがずっと設置してあれば、そこは段差をつけなくてもいいわけです。

会長：東京都の福祉のまちづくり整備基準では、段差は2cm まで、できればフラット、そして一部の区では段差のところにグレーチングをつけることを指針にして、車道と歩道の区別をする。いろいろな考え方がございます。府中市もよく考えて、両方うまく折り合いが付くようなシステムを作っていただければと思います。それからもう一つ、ベンチの話です。私は前々から言っておりますが、府中市はベンチがある街だ、というぐらい、ぜひ作っていただきたいのです。なぜかというと、ひきこもりの高齢者の方は、天気のいい日はちょっと外に出て、少し休んでいると人が集まってきてお話ができたりする。かなり良い効果を出している地域もございますので、高齢者障害者がうまく利用できるベンチの活用をお願いしたいと思っております。

委員：バリアフリーの工事をする場合、事前協議をしていると伺っていますが、事前協議の際には、建築業者と市の担当の方だけで、他の人たちの参加はないのでしょうか。

事務局：小規模な民間施設の場合、基本的には事業者側と市の建築部局、福祉部局等の中で協議をする形になります。市の計画、道路や開発に関しては、市民参加をすすめるながら、意見を聞き対応しているところです。

委員：そうしますと、市の公共工事の場合に、実際にそこを利用する障害者の直接の意見集約というのは具体的にどのようなになっているのでしょうか。

事務局：「地域まちづくり条例」によりまして、基本方針策定や大規模開発の場合には意見をお伺いするという機会を設けております。

委員：それは、パブリックコメントという形での集約ですか。

事務局：具体的には、協議会等設定した場合にはそこに入ってください場合もあるかと思えますし、パブリックコメントでご意見を伺うこともあると思えます。

委員：今のお話に関連して、意見集約ということで、具体的に聞き取り調査のようなものが実現されたケースはあるのでしょうか。もう一つ、意見集約以前の問題として、例えば道路のバリアフリー化の際、上位計画の基準は国の法律になろうかと思いますが、市の段階でそれをどの程度使いやすく、市民の意向を反映することができるのでしょ

うか。その実績もあればお伺いしたいと思います。

事務局：国の基準を守ったうえで、さらに上乘せで市の意向を反映させることが可能かという主旨でよろしいでしょうか。府中市でもまちづくり条例で基準を定めておりますので、特別なものとなると個別に協議になると思いますが、基本的には条例を適用するかどうかというところで、国よりは厳しい基準になろうかと思えます。

委員：例えば先ほどのベンチの話で、具体的にベンチを設置するときに、歩道の幅員の中でできるのか、あるいは、歩道上の公共用地内でベンチを作ると、歩行者や自転車の障害になるのでいけませんよという制限が出てくるのかどうか。市としてこうやりたいと具体化するときに、それが可能なのか、ちょっと心配で質問させていただきました。

会長：ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと思えます。

委員：バリアフリーマップについて、かばんに入れて持ち歩けるように、B5サイズのものをお願いしたい。B4の地図だと持ち歩きしづらいので。以前に市で冊子を発行しましたよね。ああいった方式のものをもう一度出していただいて、見やすいように字も大きくして、いろいろな商店街など、段差やエレベーターの状況など記入したものを持ち歩けるようにお願いしたいです。

事務局：バリアフリーマップについて、委員のおっしゃるとおり、平成21年度改訂版を発行しております。作る場合につきましては、使う方のご意見を反映して作成することになろうかと思えます。福祉保健部として着手したいと要望等出しているところでございます。引き続き協議をさせていただきたいと考えております。

委員：ぜひそれは急いで出していただきたいと思えます。障害者や高齢者の方は大変困っておりますから。よろしくをお願いします。

委員：30ページの81番、高齢者住宅の借り上げについてです。136戸ということですが、3年間同じ数字ということは、同じものを借り上げているということだろうと思えますけれども、居住者の方は高齢者ということで相当入れ替わっていると思えます。年間どの程度になりますか。

事務局：だいたい年間10人程度です。

会長：よろしいでしょうか。それから、もうひとつ確認しますが、昭和40年代から50年代にできた、5階建てでエレベーターなしの団地、通称振り分け型といわれる団地等が市内にも一部ございます。今そこが問題になっておりまして、お子さんが成人して出てしまって、高齢者だけが残っている。例えば5階に生活している場合、通院のために階段を降りにくいですとか、エレベーターが付けられないとか、かなり問題が生じていると思えますが、実際の調査も含め対応しているかどうか、確認したいと思います。都営、公団含めてあるかと思えますけれども。

事務局：都営南町団地につきましては、東京都で順次建て替えを進めている状況で、今年6月にも新しい住戸ができていますと報告を受けております。

会長：これからおそらくいろいろな問題が出てくるかと思えますので、把握をしておいていただければと思えます。それでは、一通り23年度実績の確認をさせていただきまして、これから、全体の質問等をお受けしたいと思えます。

委員：3ページの苦情相談窓口と25ページの⑤相談窓口の連携強化ということですがけれど

も、福祉サービスの利用に関して、実績からすると200から300程度の相談があるようですけれども、内容はどのような傾向があるのかお伺いしたいです。それから、問題に対してどのような形で解決したのか、具体的事例があればご説明いただきたい。

事務局：苦情相談の窓口でございますが、社会福祉協議会に「権利擁護センター」を設置しております。その中の事業のひとつとして実施しております。内容は、例えば介護サービス利用に関する契約トラブルですとか、施設内での取扱いですとか、直接福祉サービスのことでありませんが、消費者被害的なものもあります。別の部署と連携して解決したり、法律的なものと弁護士との専門相談にはかかったり、介護サービスですと、市で事業所に対する指導等をしておりますので、情報をいただいて是正するなどしております。

委員：そうすると、相談された案件によっていろいろ担当部署を紹介する形が多いですか。

事務局：当事者同士のトラブルで間に入って調整するような事例もありますが、介護ですと指導部署と連携するような、つなぎ的な役割をはたしていることが多いことも事実です。

委員：具体的に担当部署ではどのようなことをしているのでしょうか。

事務局：主管課では事業を委託しておりますので、センターの運営管理を担当部署で行っているということです。

会長：よろしいでしょうか。権利擁護センターというのは、社会福祉協議会に委託する形になります。介護保険ですと、国保連合会が最終的な調整をやる、苦情解決制度というのがございます。

委員：わかりました。

委員：地域で見守り活動の実施というところですが、私たちは見守りネットワークを立ち上げて、夏休みにラジオ体操を行いました。それで、元気一番ふちゅう体操のCDも借りたのですが、1週間しかお借りできませんでした。私たちは28日間続けての実施でしたので、長期に貸していただくことができなくて、地域の包括支援センターさんをお願いして長期間利用しました。CDやカセットテープは販売していただけないでしょうか。あるいは、長期に貸し出ししていただくとか。

事務局：介護予防のCDについてですね。市としては普及に努めている立場ですので、貸し出し等柔軟に対応しているかとは思いますが、ご意見につきましては、担当部署にお伝えして、調整をさせていただきたいと思えます。

委員：皆さんに好評だったものですから、これを毎年続けていきたいと思っています。できれば4月からは週に1回でも実施していこうかと話し合いもしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員：23ページの夢バンクについてお伺いしたいのですが、定年退職した団塊の世代の方が登録するものなのか、シルバー人材センターでも、例えば書道の出来る方が筆耕をなさったりして、特技のある方が登録されていると思いますが、その関係についてお伺いします。あとは、例えば小中学校に、キャリア教育として職業観とか仕事の内容を教えていただく方をお願いする場合、夢バンクを利用することは可能でしょうか。

委員：夢バンクの登録ですが、決して65歳以上の高齢の方ばかりではございません。学生さんも含まれています。確かに、定年を迎えられた方は、様々な技術を持った方がい

らっしゃいます。例えば、書道の得意な方、俳句や、おもちゃの修理、そういった依頼があれば、登録されている方に、ボランティアとして活動していただいています。シルバー人材センターは全く内容が異なりまして、「お仕事」です。活動して、賃金をもらう。夢バンクは全くの無報酬で、登録していただいて、依頼があった場合に活動していただくものです。学校などでお話を聞きたいということでしたら、ご相談いただければ、ご紹介させていただきます。

委員：先ほどから出ております、バリアフリーについてです。ハード面でバリアフリーというと、本当にこちらを立てればこちらが立たずという状態で、入り口が引き戸になって喜ぶ方もいれば、車いすでかえって入りにくくなる方もいるという形です。我々施設のように、全てバリアフリー設計に考えられた建物の中でも、AさんがよければBさんがだめで、Cさんはその間がよくて、というのは本当によく起こることです。街の中で、全ての方に対して、これは完璧、というものを整備するのは、正直なところかなり厳しいと思います。ただ、できるだけ多くの人を使いやすく、というのがユニバーサルデザインですので、先ほどお話も出ておりましたように、広くお調べいただいて、いろいろな方面から話を聞いていただいて、役立てていただければというのが要望です。それから、先ほどバリアフリーマップの話が出ておりましたが、全ての方がお使いになれるわけではないと思いますが、今モバイル関係、スマートフォンやパソコンも普及しております。そうしたものをご利用の方、あるいは我々のような、介助にあたっている職員などは、どこかへ行きたいという時にいちいち電話して、そこにトイレなどあるかどうか調べ直して、お連れするというようなこともしております。なので、ホームページから取れるような情報、ダウンロードできるデータなどもマップの作成時にはご検討いただけるとありがたいと思います。

会長：パンフレット、マップを作るときに、十分に検討していただければと思います。

委員：今のバリアフリーに関連して、最近分倍河原駅に大きな商業施設ができておまして、歩道に自転車乱雑に置いてあります。店側の問題なのか、行政で取り組むべき問題なのかわかりませんが、事故が起きてからではまずいので、せめてここは自転車の場所とわかるようにしておけばよいと思います。

事務局：関係課に確認した上で、そういったご意見があるということでお伝えして、必要な対応を取っていただけるよう働きかけたいと考えます。

委員：社会福祉協議会も民間レベルで地域活動福祉計画を作成させていただいて、ちょうど中間の評価をしていただいているところですが、その中で非常に大切だと感じていることがございます。25ページの相談窓口の連携強化です。地域の中には、子育て中の方、障害のある方、高齢者の方、様々な方が生活されています。以前に比べますと、地域包括支援センター、障害の就労支援センターなど、相談窓口が複数出来たので、専門の窓口が連携して支援していくことが必要と感じております。それに関連して、会長からお話のありました地域コーディネーター、専門の方同士を取り持つような職員を配置していかないと、地域で様々な見守り活動は進んでいかないのではないかと感じております。社会福祉協議会としても、今後地域福祉コーディネーターの育成・配置について、進めていく必要性を強く思っているところです。

- 委員：障害者の窓口というのは、特別なものが設置されているのでしょうか。聴覚障害者は対象に含まれますか。
- 事務局：障害者の相談窓口として、まず市役所の障害者福祉課がございまして、毎週金曜日に、手話通訳による市役所での相談ができます。それから、地域に3箇所、「あけぼの」、こちらは知的障害と身体障害の方が対象です。精神障害の方ですと、「プラザ」があります。あとは「心身障害者福祉センター」で、総合的なご相談に応じております。
- 委員：今のご説明でわかりましたが、毎週金曜日に仕事を持っている聴覚障害者は金曜日だけだと窓口にいけないので、できれば週に何回か手話通訳をつけていただくとありがたいです。個人的な相談ができるような窓口があればいいんですが。
- 事務局：以前からご要望としていただいておりますが、今後協議しながら検討していきたいと思っておりますが、なかなか難しいという実情です。職員でも手話の勉強会に参加して、手話が可能な者もおります。通訳者の方と同じレベルではないかもしれませんが、対応しますし、筆談で対応するよう各部署にお願いもしております。個人的な相談となりますと、市民相談室というのがございまして、法律の相談など、必要によって通訳の利用が可能かと思っております。
- 委員：できるだけたくさんの職員の方に、手話を勉強していただきたい。高齢で筆談が苦手な方もたくさんいらっしゃるの、ぜひ手話の普及をお願いいたします。
- 委員：最近、若い方の投票率が下がっているということを知っております。若い層に、福祉に参画してもらうということに関して、例えば子育てに関する活動をする団体へ事業補助をするということがうたわれていますけれども、もう少しそのあたりの視点で何かアイデアがないかと考えているのですが、私自身これといったアイデアがありませんので、その辺の視点をもう少し加えていただけたらと思っております。
- 事務局：子育て支援ということであると、子育て支援課で、サークル活動や団体の支援等、こちらに掲載されているものも含めて、進めている状況です。今委員のおっしゃられたとおり、若い方がいかに活躍するか、ということにつきましては、市全体としてのテーマですので、市の各部門で施策を進めていくことになるかと思っております。
- 会長：ありがとうございます。2番目についてはこれで終わりにしたいと思います。3番目の「その他」について、事務局よりお願いします。
- 事務局：昨年度3回目の審議会でもご報告させていただいておりますが、京王線の武蔵野台、多磨霊園、東府中、分倍河原の各駅に、視覚障害者用の内方線を設置する作業が行われまして、5月17日に現地視察しております。ご利用の際に見ていただければと思います。2点目は、10月1日号の広報から、視覚障害者用の音声コードを掲載するようになりました。機械をお持ちの方は、音声が出るような形になっております。最後に、次回開催日程でございまして、現在調整中でございます。また改めてご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご願ひいたします。
- 会長：それでは時間となりましたので、これで審議会を終了いたします。ありがとうございます。